

■ 粗品をきっかけに通っていたら… ■

<相談事例>

ひとり暮らしで認知症気味の高齢の母親が、近所の人に誘われて、毎月、健康食品業者が貸会場で開催する定例会に参加している。無料で商品をもたらえて、同年代の人が多く集まるらしく、参加をとっても楽しみにしている。

何度か通っているうちに、健康食品など高額な商品の契約をしてしまうのではないかと心配だ。

<アドバイス>

他県在住の家族でから寄せられた相談です。SF商法（催眠商法）について説明し、通い続けると、高額な商品の契約に繋がることがあり、注意するよう助言しました。

万が一、契約してしまっても、クーリング・オフの適用や契約を取り消すこともできる場合もあり、すぐに相談してほしいと伝えました。

☆ SF商法（催眠商法）

会場で無料（あるいは激安）の商品（パン、卵など）を配り、販売員との楽しい会話で雰囲気盛り上げ、最終的に高額な商品（健康食品、健康器具など）を契約させるという手口です。

ひとり暮らしやひとりの時間が多い高齢者が狙われるトラブルです。何度も会場に通い続けると、販売員と親しくなり断りにくい状況となります。 **近所の人に誘われても、会場に絶対足を運ばないこと、それが一番の対策です。**

SF商法被害の相談は、家族や周りの人から寄せられることが多く、身近な方々の見守りが被害の未然防止や早期解決には必要不可欠です。

困った時には、消費生活センターに相談しましょう。